

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり、川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道

#### 二 都市計画を変更に係る土地の区域

##### イ 追加する部分

さいたま市大宮区三橋二丁目の一部

##### ロ 削除する部分

なし